誓 約 書

（別紙）

|  |
| --- |
| [ ] １．当社は次の（１）～（５）のすべてに該当せず、今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思がないことを確約します。（１）役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号（以下「暴力団対策法」という））第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）であると認められる者。（２）暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。（３）役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる場合。（４）役員等が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。（５）役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。[ ] ２．当社は、現在、本事業に関連しての訴訟による係争はなく事業運営に支障のないことを確約します。[ ] ３．当社は、現在、本事業に関連した法令違反による処罰を受けておらず、事業運営に支障のないことを確約します。[ ] ４．当社は、本事業による対象経費について、国や県等から他の補助金を受けておらず、また受ける予定のないことを確約します。[ ] ５．当社は、本事業に関する審査に必要な書類等を整備保管し、国や県等による実地検査の受け入れに協力します。 |

※ 該当項目の□にチェックを入れてください。要件に欠落があった場合には、本事業の対象とできません。採択後であっても欠落が判明した場合には、採択を取り消すことになりますので、間違いのないようにご記入ください。